

海外経済要録

国際機関

◇投機的資金の還流対策に関するバーゼル声明

10か国蔵相会議参加国およびスイスの中央銀行総裁は、5月11日、BIS月例会議終了後、以下のような声明文を発表した。

- (1) 10か国蔵相会議参加国およびスイスの中央銀行総裁は、バーゼルにおける定例会議において最近の外国為替市場の動向に関し十分な検討を行なった。ドイツ・ブンデスバンクのプレッシング総裁は、「ドイツ・マルクの現行平価を維持するとの西ドイツ政府の決定は変更されない」旨を明言したドイツ連邦共和国首相からのメッセージを読み上げるとともに、この決定を支援するための対策が急ぎょ検討されている旨を伝えた。
- (2) 中央銀行総裁は、最近数週間に外国為替市場で生じた投機的資金移動の還流を促進するためただちに行動を起こすことに合意した。この行動はBISによって支援される。外国為替市場では今後相当の資金還流が生ずるものと期待される。中央銀行総裁は今後必要な場合にはさらに追加的措置を決定するため緊密な連絡を取ることをなろう。

米州諸国

◇米国、IDA出資法案議会を通過

米国上院は、5月14日、IDA出資(480百万ドル)法案を可決した。

同法案は、昨春来議会で提出されていたが、IDAの融資がインドなど一部の国にかたよっているとの不満や米国の国際収支悪化などの事情もあって、昨年5月末、上院外交委員会で審議たな上げとなった。しかし、本年にはいりニクソン新大統領が再び同法案の承認を議会に要請するとともに、従来反対の立場にあった共和党議員の一部が賛成に回ったことなどから、ようやく審議が再開され、さる3月下院を通過していたものである。これにより、のびのびとなっていたIDAの第2回増資(12億ドル)が実現する見込みとなった。

◇米国連邦準備制度、ベルギー国立銀行およびオランダ銀行とのスワップ限度額を変更

米国連邦準備制度理事会は、5月16日、ベルギー国立銀行とのスワップ限度額を従来の225百万ドルから300百万ドルに引き上げる一方、オランダ銀行とのスワップ限度額を従来の400百万ドルから300百万ドルに引き下げる旨発表した。

同理事会は、今回の変更の理由として、ベルギーとオランダのスワップ限度額を同額にするよう両行から要請があったためと説明している。

なお、この結果、ニューヨーク連銀と14か国中央銀行および国際決済銀行とのスワップ限度額は、総額10,480百万ドルとなった。

ニューヨーク連邦準備銀行のスワップ網

(単位・百万ドル)

	限度額
オーストリア国立銀行	100
ベルギー国立銀行	300
カナダ銀行	1,000
デンマーク国立銀行	100
英 蘭 銀 行	2,000
フ ラ ン ス 銀 行	1,000
ドイツ・ブンデスバンク	1,000
イ タ リ ア 銀 行	1,000
日 本 銀 行	1,000
メ キ シ コ 銀 行	130
オ ラ ン ダ 銀 行	300
ノ ル ウ ェ ー 銀 行	100
ス ウ ェ ー デ ン 銀 行	250
ス イ ス 国 立 銀 行	600
国 際 決 済 銀 行 (うちスイス・フラン分)	1,600 (600)
合 計	10,480

欧州諸国

◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、営業時間の延長を決定

ロンドン手形交換所加盟銀行協会は5月2日、加盟銀行(ただしイングランド、ウェールズ所在の店舗に限る)の営業時間を、月曜日から木曜日までのうち週1日に限り通常の営業時間後さらに午後4時30分から同6時まで営業することとし、本年7月1日から1年間試験的に実施する方針を決定した。

今次措置は、本年7月1日からの土曜休日制採用(43年10月号「要録」参照)に伴うもので、かねてから検討されていたものである。

◇西ドイツ、マルク切上げ回避に伴う補完措置を決定

西ドイツ政府は5月14日の閣議で、さきのマルク切上げ回避の決定(5月9日)を側面から支援(flankieren)するため、次の措置を採る方針を決めた。

1. 投機的短資の流入抑制を主眼とするもの

- (1) ブンデスバンク法第16条を改正し、対非居住者債務について最低準備率の最高限度を100%に引き上げる(現在は限界的に100%を課しているが、平均準備率は当座性債務30%、定期性債務20%、貯蓄預金10%をこえることはできない)。
- (2) 金融機関相互間で自主協定を結び、必要に応じ高率の預金手数料または為替手数料を徴収するなどの方法により、投機資金のコストを高めることができるかどうかを検討させる。
- (3) 輸出入調整金制度の期限(明年3月末日まで)を撤廃する。

2. 景気過熱の防止を主眼とするもの

- (1) 本年中に満期の到来する割引国庫証券(44億マルク、1967年の不況時に発行されたもの)等は極力中・長期債に借り換える。借換えができない部分については税の自然増収を財源として償還する。
- (2) 本年中に連邦24億マルク、州12億マルク、計36億マルクの景気調整準備金(注)を積み立てる。
- (3) さる3月に決定された財政支出の繰延べ(16億マルク、4月号「要録」参照)を支出削減とすべきかいかの検討を当初予定(7月)よりも早めに行なう。

(注) 「景気調整準備金」制度は、国民経済の供給余力をこえる過剰需要が存在する場合に国庫余裕金をブンデスバンクに積み立てる制度で、その取りくずしは景気沈滞期にのみ許される。本制度は財政の景気調整機能を高めるため「経済安定・成長促進法」(1967年6月発効)の中で新たに設けられたもので、今回はじめて適用される。

◇西ドイツ、最低準備率を引上げ

ブンデスバンクは5月22日、最低準備率を対居住者債務につき15%、対非居住者債務につき50%それぞれ引き上げ、6月1日から実施する旨決定した(新準備率については別表参照)。本措置による所要準備額の増加は約25億マルクと見込まれている。なお、対非居住者債務についての100%特別準備率(注)は従来どおり存続される。

今次措置は、マルク切上げ回避の結果問題となる国内物価の上昇抑制をねらいとし、かたがた最低準備率を非居住者債務について居住者債務よりも大幅に引き上げ、

短資流入抑制に役だてようとしたものであり、政府のマルク切上げ回避に伴う諸措置(前項参照)と軌を一にするものである。

(注) 非居住者債務残高のうち4月15日または4月30日の残高のいずれか高いほうをこえる部分につき、100%の最低準備率を適用する。

西ドイツの最低準備率

(カッコ内は旧準備率・%、上段：対居住者債務、下段：対非居住者債務(注1))

金融機関の規模	当座性債務		定期性 債務	貯蓄預金(注2)	
	(注3) I	(注3) II		(注3) I	(注3) II
対象債務 1,000 百万マルク以上	10.63	8.2	7.4	5.4 7.0 (4.7)	4.5 5.8 (3.9)
	13.87 (9.25)	10.6 (7.1)	9.6 (6.4)		
同上 100~1,000 百万マルク未満	9.8	7.4	6.6		
	12.7 (8.5)	9.6 (6.4)	8.5 (5.7)		
同上 10~100百 万マルク未満	8.9	6.6	5.70		
	11.7 (7.8)	8.5 (5.7)	7.42 (4.95)		
同上10百万マル ク未満	8.2	5.70	4.88		
	10.6 (7.1)	7.42 (4.95)	6.37 (4.25)		

- (注) 1. 対非居住者債務については、1969年4月15日または4月30日の残高を基準とし、それ以下の分については本表の準備率が、それをこえる部分については100%の準備率が適用される(1969年5月1日以降)。
2. 貯蓄預金とは、資産の蓄積のための預金(営業用のものは預入を認められない)。
3. I…中央銀行の支店・出張所所在地の金融機関。
II…その他の地域の金融機関。

◇西ドイツ6大経済研究所、景気見通しを発表

西ドイツの6大経済研究所は4月25日、本年度の同国経済に関する共同見通しを発表した。その要旨次のとおり。

- (1) 実質GNP成長率は5.5%と本年当初の政府見通し(4.5%)を上回る見込みである。
- (2) しかし、下半期には、①すでに2年以上続いている設備投資ブームが鎮静化の方向に向かうものとみられること、②財政が景気上昇による自然増収、景気過熱防止のための支出繰延べ措置(3月決定、4月号「要録」参照)などにより景気抑制的に働くこと、などの理由から景気はスロー・ダウンするものとみられ、したがって今後引締め政策を強化する必要はない。
- (3) 輸出は主要輸出相手国の好況にささえられて好調を持続し、下期の国内景気スロー・ダウンに伴う輸入の増勢鈍化とあいまって、本年の海外経常余剰は149億

西ドイツ6大経済研究所の景気見通し

(実質、前年同期比・%、ただしカッコ内は実額・億マルク)

69年11月末 104.5

12 〃 107.0

(前年12月末 104.0)

	1968年	1969年	1968年		1969年	
			上半期	下半期	上半期	下半期
個人消費	3.6	6.0	2.3	4.8	6.5	5.5
政府消費	△ 0.8	4.0	△ 1.6	△ 0.1	5.0	3.5
固定資本形成	8.6	12.5	5.3	11.5	15.0	10.5
うち機械設備	9.7	18.5	5.2	13.5	26.5	12.0
建設	7.3	5.5	5.3	9.0	1.5	8.5
輸出(サービスを含む)	15.4	7.5	8.7	21.8	12.0	3.5
輸入(〃)	16.6	14.0	11.9	20.9	18.5	9.5
海外経常余剰	(185)	(149)	(81)	(104)	(68)	(81)
在庫変動	(82)	(80)	(63)	(19)	(70)	(10)
G N P	7.0	5.5	6.3	7.7	6.5	4.0
G N P(名目)	9.0	9.0	7.5	10.4	10.0	8.0

資料：「IFO」Schnelldienst, 1969年5月2日号。

マルクに達する見込みである(政府の本年当初見通しでは125億マルク)。

(4) このような巨額の海外経常余剰を長期資本輸出で相殺するとしても、マルク切上げ投機の発生を防ぎきれないことは最近の経験からも明らかである。対外不均衡を除去するため早急にマルクを切り上げ、同時に内需振興策を実施することが望ましい。

ちなみに、上記見通しはベルリン経済研究所ほか4研究所の多数意見に基づくものであるが、ライン・ウェストファーレン経済研究所は設備投資サイクルによる景気の自律反転は起こりえないとし、景気過熱の防止かたがた対外均衡の達成のためにマルクを切り上げるべきであると主張している。

◇フランス、市中貸出規制の延長等を決定

1. 国家信用理事会は5月8日、市中貸出規制の延長、消費者信用規制の強化および銀行預金金利の一部引上げなど、一連の景気抑制策を決定した。

(1) 市中貸出規制の延長

本年6月末に期限切れとなる市中貸出規制を本年末まで延長し、市中銀行の月末貸出残高を従来同様68年9月末を基準(=100)に下記の範囲内に抑制する。ただし、輸出、設備、住宅関係の中期信用(フランス銀行での流動化適格分)については、従来同様本規制の対象から除外する。

69年7月末	105.0
8 〃	103.0
9 〃	104.0
10 〃	105.5

(2) 消費者信用規制の強化

イ、消費者信用供与機関の信用供与限度を、9月30日以降自己資本(資本金+準備金)の9倍までとする(従来は10倍)。
ロ、信用供与最長期間を、自動車(中古車を除く)およびカラーテレビについては21ヵ月(従来は24ヵ月)に、その他(ピアノ、クーラー等)については18ヵ月(従来は18~24ヵ月)とする。

ハ、頭金率をテレビについては25%(従来20%)、その他はおおむね30%(従来15~20%)に引き上げる。

消費者信用規制の推移

	1963年 9月	1967年 6月	1968年 4月~ 6月	1969年 5月
賦払信用限度(自己資本に対する倍率)	9	10	→	9
頭金比率(%)				
乗用車 { 新 中古	30	25	{15 20} 25	30
オートバイ(新)	20	→	→	
家庭用耐久財	20	→	→	25
ラジオ・テレビ	25	20	→	
その他			→	30
賦払最長期間(月)				
自動車(新)	21	→	→	21
乗用一般	24	→	→	
その他車両	18	→	→	18
家庭用耐久財	21	→	→	
ラジオ・テレビ	18	→	→	21
カラーテレビ	→	24	→	
その他	18	→	→	→

(3) 銀行預金金利の手直し(6月1日から実施)

イ、定期預金のうち、金額100千フランをこえるものおよび期間1年超のものについては、金利は自由とする(従来は金額250千フラン超および期間2年超のものが自由化されていた)。

ロ、上記以外の定期預金規制金利は次のとおりとする。

1 か月以上 2 か月未満	2.0% (従来どおり)
2 " 3 "	2.5 (")
3 " 6 "	3.0 (")
6 " 1年未満	4.0 (従来 3.5%)
1 年	4.5 (従来 4.0%)

ハ、貯蓄預金(compte sur livret)^(注)の金利を3.5%から4.0%に引き上げる。

(注) 1965年12月、長期預金増強のため従来の特別預金(Comptes Speciaux)に代えて設けられた預金で、一定期間引出しを行なわなかった残高についてのみ利子が付される。また本預金の利子については分離課税が認められている。

2. 本措置に関し国家信用理事会では、「最近の経済情勢を検討した結果、需要超過の状況が続き、これが金融・経済の安定をそこなうと思われるので、均衡のとれた経済発展を維持し貿易収支を改善するためには、この際新たな措置を採ることが必要であると判断した」とのコミニケを発表した。

◇フランス、市中銀行の貸出金利を引上げ

1. フランス銀行協会(1'Association Professionnelle des Banques)は5月13日、銀行間申合せにより短・中期の最低貸出金利を次のように引き上げ、即日実施する旨発表した。

短期貸出金利(基準レート)	6.20%(0.5%引上げ)	
中期貸出金利(一律0.75%引上げ、ただし輸出関係分は据置き)		
フランス銀行再割適格	同非適格	
5年もの	7.5%	8.75%
6年 "	7.9	9.00
7年 "	8.15	9.25

2. 本措置は、最近における預金金利の引上げ等、市中銀行の資金コスト上昇に対処するとともに、8日発表された一連の引締め措置(別項参照)に対応して実施されたものとみられている。

なお、貸出金利引上げについての銀行間申合せは、66年4月の銀行貸出最低金利規制撤廃以後も公定歩合引上げのつど行なわれてきたと伝えられていたが、公表されたのは今回がはじめてである。

◇フランス銀行、短期輸出手形再割引金利を引上げ

フランス銀行は5月8日、短期輸出関係手形^(注)に対する再割引金利を3.0%から4.0%に引き上げ、翌9日から実施する旨決定した。

本措置は、かねてEEC委員会がローマ条約第93条に

基づいて、域内諸国の公正な競争維持の観点から公定歩合との格差がありすぎるとしてその是正を要請してきたのにこたえたものであるが、同時にかかる輸出優遇措置が巡りめぐって為替投機の資金に流用されている節がある点も考慮されたとの見方もある。

なお、中期輸出関係手形の再割引金利は据置き。

(注) 輸出関係手形の再割引は、短期は期間2年以内、中期は2年超5年以内の対外債権を引当てとして、再割引限度額の枠外として行なわれる(手形は3ヵ月ごとに替替え)。金利は、昨年5月危機後、企業の負担軽減を図るため短・中期いずれも3.0%から2.0%に引き下げられたが、本年1月再び3.0%にもどされていた(2月号「要録」参照)。

◇ベルギー、一連の引締め措置等を決定

ベルギー国民銀行ならびに政府当局は、最近における同国経済の過熱化傾向かたがた海外金利上昇に伴う資本流出に対処するため、以下のとおり一連の措置を決定した。

1. 金融引締め措置

ベルギー国民銀行は4月30日、再割引限度枠の設定ならびに市中貸出規制の実施を次のとおり決定した。

(1) 5月1日以降、市中銀行に対する再割引限度枠を原則として市中銀行の過去12ヵ月間の月平均資金量(ベルギー・フラン建預金、貯蓄証券、自己資本等の合計

ベルギーの主要経済指標

	1968年		1969年			
	第3 四半 期 (平均)	第4 四半 期 (平均)	1月	2月	3月	
生産指数	4.8	6.9	13.0			
うち投資財	3.6	4.1	17.0			
小売売上高指数	6.2	7.0	11.5			
労働	失業者数(千人)○	106	103	94	93	89
	賃金指数	5.6	5.6	—	—	
物価	卸売物価指数	0.2	1.0	1.0	1.8	1.7
	消費者物価指数	2.6	2.5	2.7	3.1	3.5
金融	マネー・サプライ	5.4	7.4	6.3	8.0	
	銀行貸出	19.2	19.2	15.9	15.3	3.85
	コール・レート○ (翌日物・%)	2.90	3.30	5.60	3.40	(4月) 3.66
輸	出	11.9	13.0	18.8	10.8	
輸	入	24.8	13.2	36.2	7.9	
貿易収支	じり○ (通関ベース・百万ドル)	△ 11	—	△ 90	70	
金・外貨準備○ (IMFポジションを含む、百万ドル)		2,416	2,187	2,199	2,169	2,102

(注) 対前年同期(月)比増加率(%),ただし○印は当期(月)実数。
資料: OECD, Main Economic Indicators. 等。

額)の16%とする(注)。

(2) 市中銀行は、本年中の貸出増加額を昨年末の貸出残高の14%以内に押えることとする。

なお、上記規制に違反した銀行に対しては国民銀行は再割引限度枠を削減することができる。

(注) 同行では、再割引限度枠は従来とも各行別に informal な形で存在していたが、今回の措置はこれを制度的に明示したものと説明している。

2. 財政支出削減

上記金融面からの措置と並行して、政府は5月5日の閣議で本年度(歴年)政府予算を15%削減(75億ベルギー・フラン)する方針を決定した。

3. 為替管理の実施

ベルギー国民銀行ならびにベルギー為替局は全公認為替銀行に対し、5月9日以降、外国為替取得にあたっては当該取得が実需取引に基づくものであることを示す関係書類を業者から徴求するよう通告した。

◇オランダ、市中貸出規制を継続

オランダ銀行はこのほど、本年1～4月について実施した市中貸出規制(2月号「要録」参照)を本年5～8月間についても継続することとし、同期間中の規制対象金融機関(商業銀行と農業銀行)の対民間短期貸出(期間2年未満)残高を昨年9～12月間の水準と同一とするよう決定した(いずれも平残ベース)。本規制は本年1～4月間の規制(期中貸出増加額を昨年9～12月間の貸出平残の6%以内とする)に比べて一見きびしくなっているようであるが、これは例年5～8月は季節的に資金需要がゆるむ時期であることが考慮されたためであり、金融引締めがいわゆる強化されたものとはみられていない。

なおオランダ銀行は、貯蓄銀行も市中貸出規制の対象に加えることを検討しており、近く具体化の予定であると伝えられる。

◇デンマーク、公定歩合を引上げ

デンマーク国民銀行は5月10日、公定歩合を一挙に2%引き上げ(7.0→9.0%<戦後最高>)、5月12日から実施することを決定した。本措置実施の理由につき、同行

デンマークの主要経済指標

	1968年			1969年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
農業生産* (1963年=100)	105 (5.0)	98 (-10.1)	94 (-2.1)	96 (-12.8)	95 (-7.8)	
失業者数* (千人)	45.2 (50.9)	38.5 (32.7)	39.0 (29.2)	32.3 (33.7)	33.6 (31.6)	
賃金 (1963年=100)	—	—	—	—	—	
卸売物価 (1963年=100)	115 (1.8)	115 (1.8)	116 (2.7)	116 (0.9)	117 (1.7)	118 (1.7)
消費者物価 (1963年=100)	138 (5.3)	139 (4.5)	139 (4.5)	139 (4.5)	139 (3.0)	
小売売上高 (1963年=100)	159 (2.6)	161 (11.8)	169 (14.2)	162 (8.7)	165 (10.0)	
輸出* (FOB、月平均・百万ドル)	212 (-1.4)	213 (0)	220 (9.5)	237 (19.1)	247 (20.5)	
輸入* (CIF、月平均・百万ドル)	275 (2.2)	261 (-0.4)	307 (20.4)	282 (17.0)	286 (10.9)	
貿易収支* (月平均・百万ドル)	△63 (△62)	△48 (△49)	△86 (△54)	△45 (△42)	△40 (△53)	
金・外貨準備高 (IMFポジション 含む、百万ドル)	409 (484)	433 (487)	449 (534)	389 (503)	374 (524)	332 (4月P) 309 (481)
GNP実質成長率	2.5～3.0(OECD推定)					

(注) *印は季節調整済み、カッコ内は前年同月比・%、ただし○印は実数。
資料：OECD Main Economic Indicators. IFS 等。

は今次欧州通貨の動揺に伴う金・外貨準備の急減に対処するためであるとコメントしている。

同国の金・外貨準備は年初来減少を続けていたが、とくにマルク切上げ投機が激化した5月上旬末ごろには金準備(約113百万ドル)を残すのみになったと伝えられている。このため、当局はニューヨーク連銀とのスワップ1億ドルをほとんど全額発動したほか、5月9日、西ドイツから235百万マルクの借入れを仰ぎ、さらに5月13日にはIMFに対しゴールド・トランシェ45百万ドルの引出しを要請したと報ぜられている。

なお、5月9日から11日まで同国為替市場は閉鎖されたが、5月12日以降再開された。

ア ジ ア 諸 国

◇エカフェ第25回総会の開催

エカフェ第25回総会は、4月15日から28日まで、加盟30か国の代表のほか、非加盟国、国連諸機関からのオブザーバーなど多数参加のもとに、シンガポールで開催された。今次総会における主要討議内容は次のとおりである。

(1) 一般経済情勢

エカフェ事務局から一般経済情勢報告として、①前年中のアジア低開発国の経済は、穀物を中心とした農業生産の好調により、計数の判明している8か国中7か国が実質成長率で5%を上回るなど、一昨年よりもかなり好調に推移したこと、②しかしながら本年は輸出、外国援助、ベトナム特需など対外受取り面で楽観が許されないこと、③農業は経済開発の基盤として重要な要素ではあるが、それだけでは経済開発問題を根本的に解決することにはならない、したがってアジア低開発国は工業化をも図るべきであり、政府による計画、統制、公共投資重視政策を推進することが必要であること、などが述べられた。しかしながら、上記報告に対しては、マレーシア、タイ、米国などが批判を述べ、ことにマレーシアは事務局の考え方が世銀の農業重視の指導方針と食い違っていると激しく攻撃した。

(2) 貿易の拡大

貿易の拡大に関し、アジア支払取決めの問題に関する討議が目撃されたが、各国の発言はきわめて少なく、本年1月に開催された第12回貿易委員会が決定したタイムテーブル(2月号「要録」参照)を承認したばかりであった進展がなかった。

(3) 主要決議

今次総会で採択された9決議のうちおもなものは、①1970年代の「第2次国連開発の10年」を成功させるよう協力すること、②シンガポールに「アジア手工芸センター」を設置すること、③「地域コンピューティング・センター」の設置を検討すること、④「アジア・ココナツ共同体」に各国が支援を行なうこと、などである。

(4) その他

第2回エカフェ工業化会議(第1回会議は1965年12月にマニラで開催)を明春日本で開催すること、明年のエカフェ第26回総会はアフガニスタンの首都カブール、第27回総会はマニラで開催することなどが決定された。

◇台湾、金融引締め緩和

台湾の中央銀行は、5月10日、次のとおり公定歩合ならびに支払準備率の引下げを実施した。

(1) 公定歩合(月利) (改訂前)

再割引	0.90%	(0.99%)
国債担保貸付	0.915	(0.99)
一般担保貸付	1.11	(1.17)

(2) 支払準備率(指定された流動資産の預金残高に対する比率)

商業銀行 要求払預金	12%	(15%)
貯蓄性預金	8	(10)
特殊銀行 要求払預金	10	(12)
貯蓄性預金	6	(8)

今回の措置は、昨年夏以来の金融引締め(43年9月号「要録」参照)が漸次浸透し、懸念されていた物価の騰勢がようやく落ち着きをみせるに至ったため採られたものである。

なお、中央銀行は、同日、第5次4か年計画(1969~72年)における所要資金(45億ドル相当)の調達を円滑にする目的で、市中預金金利を次のとおり引き上げた。

定期預金(月利)		(改訂前)
6か月もの	0.72%	(0.65%)
9か月もの	0.75	(0.70)
1年もの	0.81	(0.81)
2、3年もの	0.84	(0.81)

共産圏諸国

◇コメコン首脳会議の開催

コメコン(共産圏経済相互援助会議)の首脳会議が、4月23日から4日間にわたりモスクワで開かれた。同会議ではコメコン加盟諸国相互間の経済的じん帯の強化を図るため、主として経済協力に関する諸問題が討議されたが、その結果、①加盟国相互間の経済計画調整方法の改善、②コメコン域内における生産の専門化と協同化のいっそうの発展、③コメコン銀行の業務改善と投資銀行の新設、などについて意見の一致をみた。このなかでとくに注目されるのは、域内金融の重視であり、その具体的な現われとしての投資銀行の設立であろう。この点、ポーランドは投資銀行の資本金を金または交換可能通貨とし、これを加盟国の必要に応じ貸し出すよう提案していると伝えられているが、これが実現すれば加盟国の外貨不足緩和にある程度役だつものと期待されている。